

国連の「差別防止・少数者保護小委員会」における

M・シュライバー女史の「提起」と

日本政府の「回答」

〈解説〉

昨年の夏、国連の差別防止、少数者保護小委員会で部落問題がとりあげられた。一つは、部落解放同盟の代表団（代表・小森龍邦中央本部書記長）によるものである（『解放新聞（中央版）』一九八三年九月二六号参照）が、ここに紹介する資料は、ミリアム・シュライバー女史による提起（一九八三年八月一六日）と、日本政府の回答（同年八月二三日）である。

ミリアム・シュライバー女史は、一九七七年の二月に来日され、大阪で講演して頂いた故マルク・シュライバー氏の夫人で、国際女性法律家協会の主要メンバーの一人で、国連の人権擁護活動に民間団体の一員として現在も活躍されている方である。

部落問題に関して、来日以降も関心を持って積極的にとりくまれており、今回の提起も簡潔に、今日の部落差別の実情が紹介さ

れている。

一連の部落問題に関する提起を受けて、ついに日本政府も、正式に部落問題に関する見解を提出することとなった。その内容は、主として、「同対審」答申の抜粋であるが、政府が、部落問題を「隠す」のではなく、その存在を国連の場においても明らかにしたことの意義は極めて大きい。とくに、最後の部分で「賢明なる国際的な専門家による理解と協力を期待している。」との指摘により、政府としても、いよいよ国際的な観点からも部落問題をとらえなおさなければならぬ段階にきたといえよう。

いずれの文章も、限られた枚数のものであるためいくつかの不充分点を含んでいるとはいえず、国連における部落問題のとりあげという画期的な意義に鑑みて資料紹介をした次第である。なお、翻訳は部落解放研究所でおこなった。

日本の部落民の実情について

ミリアム・シュライバー

（国際女性法律家協会会員）

議長殿

最初に小委員会議長当選おめでとうございます。このことは、あなたの才能に対する敬意の表明であり、そして、又、女性及び大人の強欲のかげの犠牲者である子どもを守るために先頭に立って闘って下さるあなたを見ることは、私たち女性にとっての光栄でもあります。今日私は、国際女性法律家協会を代表し、マイノリティ・ライツ・グループの同意のもとに、日本に存在しているがほとんど知られていないか、あるいは「見えざるマイノリティ」として、いわゆる「一般の」日本人とは肉体に全く区別のつかないマイノリティのおかれている状況についてお話ししたい。それは部落マイノリティです。

一億六〇〇〇万人の人口を有する日本には、約三〇〇万人の部落民がおり、彼らは、大阪、兵庫、京都、奈良、和歌山等に住んでいます。彼らは、個人及び家族との生活の

中で多くの分野で差別の対象とされ、こうした差別は彼らの職業、文化的社会的な発展及び彼らの権利擁護を傷つけています。

同じような差別に苦しむ他のマイノリティグループとして在日朝鮮人、アイヌ、沖縄の人々がありますが、私は部落民についてお話ししたい。というのは、私自身、個人的に彼らの差別の実態を確認する機会を得たからです。

これらの差別は歴史に根ざすものです。

一八七一年の「解放令」以前、日本の著しく階級化された社会には、士農工商の四つの身分が存在していました。これらの四身分の下に社会の最下層を構成する「非人（階級脱落者、今日のいわゆる社会の疎外者）及び「エタ」（最も軽蔑され、国内の様々な観念や当時の宗教から見ると最も下劣とされた仕事に従事する人々）がおりました。こうした仕事として例えば死んだ動物を扱う仕事、死体埋葬など、要するに血や死にまみれたり触れたりする仕事がありました。

部落民は「エタ」とされた人々の子孫を中心として今日あります。憲法によってもたらされた変化や政府の努力（まだまだ消極的ではありますが）にもかかわらず、今日もなお日本人の思考様式はほとんど変わっておらず、差別はいまだに続いています。こうした差別は例えば次のよう

な形で表現されます。

(1) 家庭の領域

烙印は生まれた時からおされてしまいました。実際、あらゆる市民は戸籍に登録されねばなりません。これはすべての人に公開されており(いくつかの制限が最近もたらされた)、両親の現在及び過去の住所を詳しく記載します。ところで部落民は、経済的な状況及び彼らに対してなされる差別等の理由で、本物のゲッター(隔離された場所)、すなわち非衛生的な地区、老朽化し衛生設備もなく快適でない建物に住んでいる人が少なくありません。道路は泥だらけで舗装されておらず、風呂や公衆便所は前近代的でバラックの間に建てられているところがあります。結婚を仲人する人々が未来の夫妻について調査しようと思うと、彼らは戸籍を調べ、(未来の)夫婦のうち一方が部落民であることを発見するとその結婚は破棄され、こうして破棄された人はこの恥辱からのがれるために自殺している人も少なくありません。

(2) 社会の領域

差別は次の二つのやり方で表現されます。部落民リストが多かれ少なかれ秘密裡に大企業にばらまかれ、企業主は私に彼らが犠牲となっている日常的ないやがらせ、侮辱的な壁の落書き、追放や孤立については充分ふれることはできませんでした。個人や集団としての名誉や誇りを傷つけられ、こうした苦しい状況が部落民を苦悩の淵においこつていきます。

結論として私は次のようにいいたい。部落民は何もせずじっとしてきた訳ではなく、今世紀のはじめから彼らは権利を要求するために闘ってきました。彼らは部落解放同盟を結成し生活条件改善のために政府当局に働きかけ、このためにいくつかの施策が進行中です。彼らは国連の理想を高め何年も前から世界人権宣言の記念日には人権侵害に関する討論会を開いています。

御静聴ありがとうございます。

(一九八三年八月一六日)

部落民を雇わない。労働組合、ヨーロッパの横断的な活動と反対に、日本の労働組合はたて型(企業別)に活動します。すなわち、ヨーロッパでは組合は同業の企業の労働者、社会員を集めるのに対し、日本では組合は一つの企業の中で活動し、労働者や会社員の権利や恩恵を擁護します。有名な大企業に入ることのできない部落民は小規模の会社で働かざるを得ず、社会保障も不十分な状況におかれています。

(3) 教育の領域

差別は次のような形で明らかになります。日本の学校はすぐれているとみなされています。ところがそこに入るにはいくつものテストを受け、そのため子供たちは家庭教師を必要としたり、宿題をみたり、きちんと洋服を着させ、子供の様々な世話をする母親がいてくれる必要があります。部落民の多くは貧しく母親は働かねばならず、両親は家庭教師代を払うことなどできません。

(4) 裁判に関して

ここにおいても差別は残酷なまでに痛感されます。多くの訴訟において部落民は被告となり不当に罰せられ、部落民の組織はこうした事態に絶え間ない抗議を続け

同和問題について

在ジュネーブ国連日本代表部の差別防止・少数者保護小委員の第三六期議長あての声明

(一)、一九六五年八月に、内閣同和对策審議会は同和問題に関して、社会的・経済的問題を解決するための基本施策をまとめた答申を提出した。

答申は、三年を超す慎重な研究と討議をまとめたものであり、政府や地方当局によって、その後実施された施策は、答申にそってなされたものである。

以下は、答申の数節である。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいじめるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な

社会問題である。」

「すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。」

「同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。」

「封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治四年八月二十八日公布された太政官布告第六一号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができ。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではな

った。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥られた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。」

「戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままであり残されているのである。」

「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。」

(二)、従って、政府は、同和問題が基本的人権に関する最も深刻で重大な問題であるとの認識の下に、この問題の解決のための積極的な施策を実施してきている。

すでに一九二〇年には、この問題の解決のための特別施策を実施するための予算を特別に計上している。一九三五年に政府は融和事業完成一〇カ年計画を策定し、諸施策の実施にとりくんだが、第二次世界大戦のぼっ発によって、不幸にもたちぎえとなってしまった。

含んで、一九八三年度会計で二三八〇億円(約一〇億ドル)であり、これは同年の国家予算の〇・五%に相当する。

世界不況によって、現在深刻に直面している厳しい財政困難にも拘わらず、政府は全体予算の中にしめる同和予算の比率を、近年の水準に保ってきている。

同和地区で最も重要な職業のひとつである皮革産業は、政府による外国からの輸入に関する政策によって、すでに長い期間保護されてきていることも指摘しておくたい。

(三)、政府の諸施策の目的は、地域改善対策事業を実施することによって、同和地区の経済力の培養と同和地区住民の生活の安定ならびに社会福祉の増進を援助し、これらとりくみによって、窮極的には、経済的、社会的問題と社会における心理的差別を撤廃することにある。

時限立法としての地域改善対策特別措置法は、上記の目的を達成するために制定された。

以上のようなとりくみの結果、客観的にみて、同和地区の住環境面は過去と比較してかなり改善されてきたといえるが、少なからざる原因によって残されている教育と就職の劣悪な実態によってひきおこされている貧困の解決については、なお長期のとりくみが必要である。同

戦後政府は、この問題の解決のための努力を継続して強化してきた。特に一九六九年には、同和問題解決のための特別施策を実施するために、同和対策事業特別措置法という名の法律(一九六九年四月一日から一九八二年三月三十一日まで)を制定した。この法律にもとづいて、日本政府は同和対策に関する施策を計画的に促進してきた。

しかし、法律の期限であった一九八二年の三月三十一日になっても、この問題が解決しなかったため、政府は、特別の対策を実施するために、地域改善対策特別措置法という名の新しい法律(一九八二年四月一日より一九八七年三月三十一日まで)を制定し、この問題の解決にむけて努力を積み重ねてきている。

具体的にいえば、同和対策事業あるいは地域改善対策事業は、今日以下の目的にそって実施されている。

(1)生活環境の改善、(2)社会福祉と公衆衛生の増進、(3)地域産業の振興、(4)雇用の促進、(5)教育と文化活動の充実、(6)人権の擁護

同和対策や地域改善対策事業のための政府予算は、施策の拡大さらには単価の増大を含む質の向上等によって実質的に増大してきている。

それらの事業予算の総計は、一般予算の中の同和枠も

時に、かなり減少したとはいえ、今日なお心理的差別が残されている。従って政府は、国民の啓発と教育のために積極的な施策を実施してきている。

(四)、終りに、政府はこの問題を解決しなければならぬことをよく認識しているので、相当期間たゆまぬ努力をこつつける必要があるとみなしている。政府・日本国民のみならず、賢明なる国際的な専門家の意見による理解と協力を期待している。

一九八三年八月三日